

野村美明 「原因事実発生地（２）拡散型不法行為」解説要旨

『国際私法判例百選』60-61頁（有斐閣、2004年）、原因事実発生地（２）拡散型不法行為
東京地裁平成4年9月30日判決（平2（ワ）13041号損害賠償請求事件）

（判時1483号79頁、判タ825号193頁）

本件の場合の不法行為地

本件では、新聞は日本で発行され、そこで頒布されたことによってXの社会的評価が低下した。したがって、加害行為地も損害発生地（結果発生地）も日本であるといえる。ただ、「マレーシア、シンガポール等」でも悪い評判が広がり社会的評価が著しく害されたというのであるから、これらの外国でも損害が発生している。しかし、本件記事の内容がどのようにしてこれらの国の関係者に伝わったのか、Yの新聞がそこで頒布されていたのかどうかなど、判決からは明らかではない。

日本で発行され、頒布された新聞の内容が、外国に入つてで伝わったとか、だれかがたまたまその新聞を持ち込んだとか、その国の報道機関によって再報道されたというような事情によって損害が発生したとしても、これらの偶然的な事情だけではその国を損害発生地と認めるべきではない。

第1に、国際私法が要求する最密接関連性を欠くからである。第2に損害発生に関する予見可能性がない。一般的に損害発生地を連結点とする場合にも、加害者と被害者の利害のバランスの観点から、予見可能性を条件とすべきか否かが議論される。報道機関が加害者の場合にはさらに言論の自由、報道の自由を保障する必要があるから、連結点についての一般的な予見可能性はなおさら重視されるべきである。他方、このような場合に報道機関側の予見可能性を条件としても、被害者の期待に反することはない。出版物が通常の経路を通じてその地で公衆に提示された場合には、その地における損害発生に関して予見可能性があると見える。したがって、マスメディアによる名誉毀損の損害発生地は、頒布地（受信地）に限定するべきである。

本件事案ではマレーシア、シンガポール等が本件新聞の頒布地であることは明らかではないから、これらの外国は不法行為地とみるべきではない。したがって、日本法を適用した本件判決の結論は問題ない。